

4	項目	その利用拡大に取り組み、円滑な地域移行に努めるよう要望する。 また、市内の障がい者・障がい児が住み慣れた地域で安心。安全に生活し続けられる施策構築をおこない、その支援の水準を高めるよう要望する。			置が終了し、3.0%(教育委員会は2.9%)となることから、大阪市として積極的に障がい者雇用の促進に取り組み、前倒しでこれを達成するよう要望する。 また、短時間勤務等の多様な就労形態についても検討を行うとともに、問題が生じた場合に心理士、精神保健福祉士、各区の障がい者基幹相談支援センターなどの外部機関との支援体制を構築し、その雇用継続のために努められるよう要望する。
	回答	【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071 大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」につきましては、障がい者団体の代表者や学識経験者等で構成される大阪市障がい者施策推進協議会において審議いただき、障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という基本理念のもと、個人としての尊重、社会参加の機会の確保、地域での自立生活の推進を基本方針として、国連の障害者権利委員会による総括所見や、それを踏まえた国の動向等も踏まえながら、令和6年3月に策定してまいりました。障がいのある方が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、令和6年4月以降、策定した計画に基づき、障がい者施策を推進しているところであり、今後も障がいのある人や学識経験者等からご意見をいただきながら、実施状況について検証し、引き続き着実な推進に努めてまいります。 また、障がい者支援施設からの地域移行の推進につきまして、本人の意思決定支援に十分配慮し、ご家族の理解や不安の解消にも努めつつ、障がい者支援施設等と連携して取り組んでまいります。その一環として、施設入所者への計画的な外出支援を通じて地域生活体験の機会を提供することにより、障がい者支援施設からの地域移行の促進を図ることを目的とする「大阪市施設入所者地域生活移行促進事業」を実施しており、引き続き、地域移行の推進につながるよう同事業の利用の促進に努めてまいります。	回答	【担当】 総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431 地方公共団体の法定の障がい者雇用率については、令和6年4月1日から令和8年6月30日までの期間においては2.8%とする経過措置が置かれているところ、本市の市長部局での障がいのある方の雇用率は、令和6年6月1日現在で2.81%となっています。 本市では、令和2年4月に策定した「障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいの種別を問わず、事務職員採用者数の4%を基本に障がいのある方の雇用を推進し、計画的な採用に努めていくこととしており、引き続き、障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、障がいのある方の雇用を促進するとともに、障がいのある職員への職場環境の改善等の取組みに努めてまいります。	
5	項目	障害者雇用促進法における地方自治体の法定雇用率が、令和8年6月30日に経過措	6	項目	大阪市所有の空き施設を利用した障がい者の総合福祉施設の設置について、継続して要望するとともに、他の政令指定都市でも設置されている障がい者の情報提供施設を、大阪市においても設置するよう要望する。 また、手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、盲ろう者通訳・介助者などの人材養成等の所要経費の確保、増額に努めるよう要望する。特に、昨年来受講希望者が増加している手話奉仕員養成講座や長年予算が据え置きとなっている点訳奉仕員養成講座での増額を強く要求する。 さらに、近年各都道府県や政令市において、議会中継に手話通訳や要約筆記を導入している議会もあることから、「障害者差別